

契約・解約トラブルなんでも 110 番 実施状況

1 事業の内容

国が提唱する 5 月の「消費者月間」の事業のひとつとして、平成 7 年度から金沢弁護士会消費者問題対策委員会との共催で「契約・解約トラブルなんでも 110 番」を実施し、弁護士と消費生活相談員が消費者からの相談に応じた。

日 時：平成 28 年 5 月 16 日（月）午前 10 時～午後 3 時

弁 護 士：6 名（午前 3 名、午後 3 名）消費生活相談員：6 名

2 相談件数

33 件（来所相談 19 件 電話相談 14 件）

3 相談内容の内訳

運輸・通信サービス	4 件	金融・保険サービス	3 件
車両・乗り物	4 件	商品・一般	2 件
教養・娯楽品	4 件	住居品	2 件
レンタル・リース・賃借	4 件	保健・衛生品	2 件
工事・建築・加工	3 件	その他	5 件

4 主な相談事例

- (1) 店舗兼住宅を新築したが、雨漏り等不具合が頻繁に発生し、建築業者がその都度対応しているが不安だ。第三者機関に点検を依頼し、点検費用を建築業者に求めたい。（30 歳代・女性）
- (2) 「息子が 10 年前に利用したツーショットダイヤルの料金が未納である。」と高額な料金を請求する電話が自宅にかかってきた。どうしたらよいか。（70 歳代・女性）
- (3) 3 日前、アパートの入居契約をしたが、入居時の鍵の交換費用や退去時の清掃費の負担が納得できないので解約したい。（60 歳代・男性）
- (4) スマートフォンでアダルトサイトの動画を再生したところ、料金約 4 万円を請求されたが支払いたくない。（40 歳代・男性）

5 過去の開催状況

平成 25 年度（5 月 20 日）	34 件（来所相談	12 件	電話相談	22 件）
平成 26 年度（5 月 19 日）	32 件（来所相談	3 件	電話相談	29 件）
平成 27 年度（5 月 25 日）	26 件（来所相談	7 件	電話相談	19 件）